

平成 30 年度 神戸市中小製造業投資促進等助成制度

《設備投資・新增設》

公 募 要 領

【申請受付期間：平成 30 年 4 月 2 日（月）～平成 30 年 5 月 8 日（火）必着】

神 戸 市

1. 目 的

市内中小製造業の操業基盤の強化を図るため、技術力や生産性の向上、受注拡大、研究開発機能の強化などに向けた設備投資等を行う事業者に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。

2. 助成対象者

神戸市内の主たる事業所（本社、工場^{※1}又は研究開発拠点^{※2}）において、交付申請書の提出日の1年以上前から継続して製造業^{※3}を営み、かつ、納期限が到来している神戸市税（法人税、固定資産税等）の滞納及び未申告がない中小企業者^{※4}又はそれらの事業者で構成される団体^{※5}

※1 物品の製造又は研究開発の過程において必要となる機械又は装置が設置される施設（以下「生産施設」）及びこれに附帯する施設（以下「関連施設」）。

※2 先端的な技術を用いた製品開発に資する研究を行う機械又は装置が設置される施設（以下「研究施設」）及び関連施設。

※3 日本標準産業分類に定める製造業。

（参考）総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/main_content/000290724.pdf

※4 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者。ただし次のいずれかに該当する者を除きます。

(1) 発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上が同一の大企業の所有に属している法人

(2) 発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上が複数の大企業の所有に属している法人

(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている法人

※5 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 158 号）第 3 条に基づく法人等（事業協同組合など）その他法人格を有する団体

3. 助成の対象となる事業

(1) 設備投資

「4. 対象地域」に該当する地域の工場又は研究開発拠点（下記(2)により新增設する場合を含む）において、以下の設備（償却資産として申告されるもの*）を取得し自ら所有する場合。

種類	内容（いずれも事業用資産に限る）
機械及び装置	製造加工機械（旋盤、溶接機、マシニングセンター等）、クレーン、その他各種産業用機械及び装置（産業用ロボット等）、生産・加工等の工程上必要な工具・器具・備品（情報通信機器、ソフトウェア等）など （大型特殊自動車等の車両・運搬具、船舶、航空機は除く。）
建物附属設備	生産・加工等の工程上必要な建物附属設備（動力用電気設備、給水排水設備、ガス設備、空調設備、ボイラー設備、電気通信設備等）など

(2) 新增設

「4. 対象地域」に該当する地域において、自ら所有する工場又は研究開発拠点を新築又は購入により新たに設置（延床面積が増加する場合及び建替える場合を含む。）し、操業を開始する場合。なお、新增設に伴い、以下の設備（償却資産として申告されるもの*）を取得し自ら所有する場合も含まれます。

種類	内容（いずれも事業用資産に限る）
構築物	敷地に設置される門、塀、広告塔、緑化施設、舗装、屋外配管、その他土地に定着した土木設備など
建物附帯設備	内装・内部造作等の建物附帯設備

※ 次に該当するものは償却資産ではないため、助成の対象となりません。

- ① 耐用年数が1年未満の資産
- ② 取得価格が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時損金算入されるもの
- ③ 取得価格が20万円未満の資産で、法人税法等の規定により3年以内一括償却されるもの
- ④ 自動車税及び軽自動車税の対象となるもの

注：交付決定日以降に発注・契約締結した事業・経費が対象となります。それ以前に発注・契約締結した事業・経費は対象となりません。

設備投資・新增設ともに 1,000 万円以上の事業を助成の対象とします。

ただし、下記の、①「エネルギー対策設備」、②「女性雇用促進施設」、③「I o T・A I・ロボット」のいずれかに該当する設備投資・新增設を行う場合、又は小規模企業者（常時使用する従業員が20人以下の事業者）が行う事業の場合は、100 万円以上の事業を助成の対象とします。

①エネルギー対策設備

種類	内容（いずれも事業用資産に限る）
中小企業経営強化税制の対象設備のうち、中小企業等経営強化法施行規則第8条第2項の規定に該当するもの	機械・装置、測定工具及び検査工具、器具・備品、建物付属設備、ソフトウェアのうち、下記要件をすべて満たすもの ①経営強化法の認定 ※ ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備
その他	共同受電設備

※「経営力向上計画」の経済産業省への申請・認定が必要です。（詳細は、中小企業庁事業環境部企画課[03-3501-1957]又は近畿経済産業局産業部創業・経営支援課[06-6966-6036]までお問い合わせください。）

②女性雇用促進施設

種類	内容（いずれも事業用資産に限る）
女性の雇用促進のための施設	更衣室、トイレ、洗面所、シャワールーム、休憩室、託児スペース、授乳室 等の新設又は増設

③I o T・A I・ロボット

内容：生産性を向上させるために必要なI o T・A I・ロボットの導入
※「I o T・A I・ロボット導入に関する計画書」の提出が必要です。

なお、神戸市エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例第10条の規定に基づく固定資産税及び都市計画税の不均一課税の対象となる事業は、本助成金の対象とはなりません。

4. 対象地域

■ 設備投資及び新增設（「女性雇用促進施設」）の場合

以下①～③のいずれかの地域

- | |
|--|
| ① 都市計画法に基づく用途地域が「工業専用地域」「工業地域」「準工業地域」のいずれかに該当する神戸市内の地域 |
| ② ポートアイランド第2期の商業地域（中央区港島南町1丁目・2丁目・6丁目） |
| ③ 神戸ハイテクイースト工業団地（西区榎谷町寺谷字榎谷1242番地の118） |

ただし、既存設備の更新であって、更新前に比べて振動、騒音等が改善すると認められる場合は上記以外の市内地域での設備投資も助成の対象とします（別紙「更新設備の騒音・振動等に関する説明書」の提出が必要です）。

※ 用途地域については、神戸市役所2号館4階の住宅都市局指導課の窓口に備え付けのコンピュータ「ゆーまっぷ」で確認できます。また、以下の神戸市役所のホームページ（神戸市情報マップ）でも確認できます。

<http://kobecity.maps.arcgis.com/home/index.html>

※ 地域によっては、大変わかりにくい場合がありますので、土地が上記の地域内にあるかどうかを事前にご確認ください。

■ 新增設（「女性雇用促進施設」以外）の場合

以下①～⑭のうち、都市計画法に基づく用途地域が「工業専用地域」「工業地域」「準工業地域」のいずれか（②は商業地域を含む）に該当する地域（住居表示等により町名等が変更される場合は、当該変更後の町名）

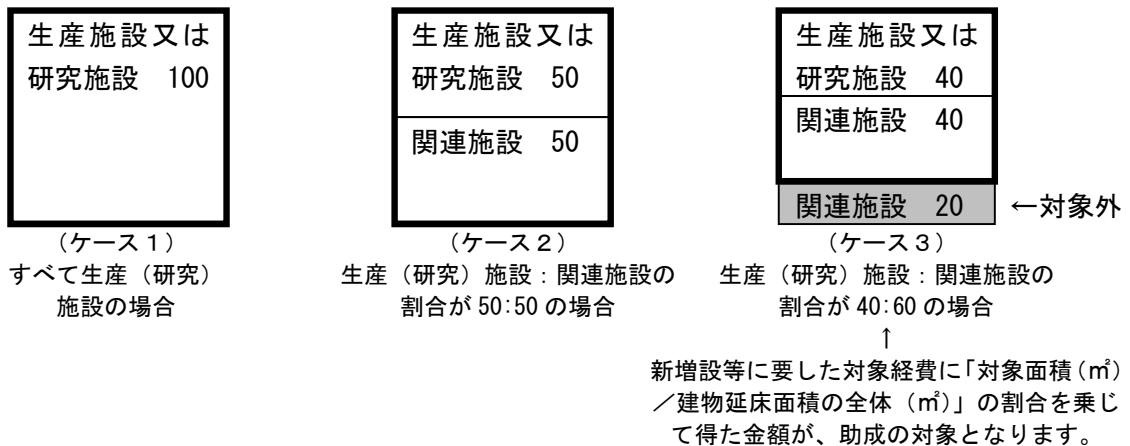
- | |
|--|
| <p>① 六甲アイランドの一部
東灘区向洋町西2丁目・4丁目・5丁目・6丁目の一部、向洋町東2丁目</p> <p>② ポートアイランド第2期の製造工場用地、業務施設用地、研究・文化施設用地
中央区港島南町1丁目～7丁目</p> <p>③ 神戸空港島の一部
神戸空港1番の一部・2番・3番・4番・7番・8番・9番・10番・11番・12番</p> <p>④ インナー第1工業団地
兵庫区御所通1丁目3番の一部</p> <p>⑤ 高松インナー工業団地
兵庫区高松町2番の一部</p> <p>⑥ 兵庫工業団地
兵庫区吉田町3丁目7番の一部</p> <p>⑦ 神戸リサーチパークの一部
北区赤松台、鹿の子台、上津台の一部</p> <p>⑧ 長田港西インナー工業団地
長田区駒ヶ林南町4番の一部</p> <p>⑨ 伊川谷第1団地（神戸鉄工団地）
西区伊川谷町潤和下近角・合木・平松・六反田・走り上・一の坪・柿田・古川・上古川・東河原・馬前・西川・西ノ口、白水2丁目の一部</p> <p>⑩ 神戸サイエンスパーク（西神住宅第2団地特定業務施設用地）
西区井吹台東町4丁目の一部・7丁目</p> <p>⑪ 西神工業団地
西区高塚台</p> <p>⑫ 神戸テクノ・ロジスティックパーク（神戸複合産業団地）の製造工業用地、複合機能用地
西区見津が丘1丁目・2丁目・5丁目の一部・6丁目・7丁目の一部</p> <p>⑬ 神戸ハイテクパーク（西神第2工業団地）
西区室谷</p> <p>⑭ 阪神鉄工団地
西区森友2丁目の一部</p> |
|--|

※ 地域によっては、大変わかりにくい場合がありますので、土地が上記の地域内にあるかどうかを事前にご確認ください。

5. 対象経費

公租公課（不動産取得税・火災保険料等）、賃借料（リース取引等を含む）及び消費税を除き、以下の経費が対象となります。

- ① 設備の取得及び設置に要する経費
 - ② 建物の取得（これに伴う改造及び解体を含む）に要する経費及びこれに付随する設計監理費
 - ・土地の測量、造成、取得等にかかる経費は助成の対象となりません。
 - ・生産施設又は研究施設に付帯する関連施設（事務所、倉庫、休憩室、ロッカー室、食堂など）については、生産施設又は研究施設と同じ床面積までを助成の対象として算入できます。
- （例）建物延床面積を100とした場合、以下の太枠部分が助成の対象となります。



※女性雇用促進施設については、上記対象施設の割合と関係なく、該当施設部分の床面積を助成の対象とします。

原則として市内事業者が発注した設備及び建物の取得・設置にかかる経費を助成金交付の優先度が高いものとして取り扱います。また、リース契約や延払売買契約など、取得時に申請者が所有権を有しない契約により取得した設備等は助成の対象となりませんので、くれぐれもご注意ください。

6. 助成金額

以下の表に掲げる助成率を助成対象経費に乗じた金額とします。

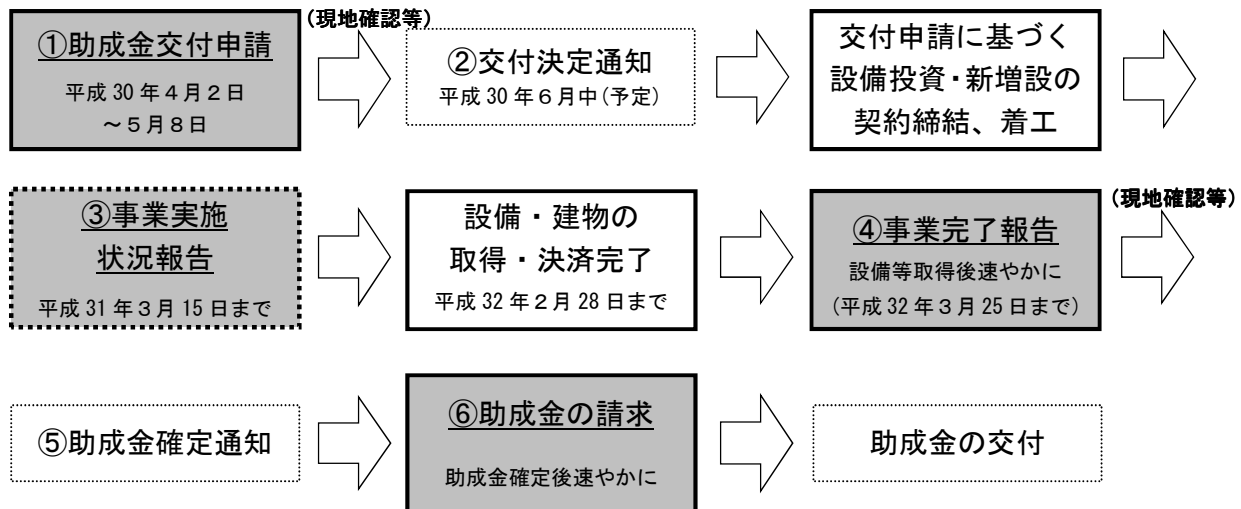
取得する設備・建物の区分	助成率	1社・団体あたりの 助成限度額
「航空・宇宙」「医療・健康・福祉」「農業・食糧」「環境・エネルギー」分野（以下「戦略産業分野」）での事業展開に必要な設備・建物（※1）	1/3 以内 （※3）	3,000 万円 （※3）
I o T・A I・ロボット（※2）		
エネルギー対策設備	20%以内	1,000 万円
女性雇用促進施設		
一般（上記以外）	10%以内	

（※1）「戦略産業分野での事業展開に関する計画書」の提出が必要です。

（※2）「I o T・A I・ロボット導入に関する計画書」の提出が必要です。

（※3）それぞれの計画書の内容を審査し、件数を限定して助成率・上限額の引上げを行う予定です。

7. 助成金交付までの手続き



※ **太枠**は申請者が行う手続きです。

【① 助成金交付申請】

別紙「交付申請書類チェックリスト」に記載されている書類を揃えて提出してください。
(提出された書類はお返ししません)

※ 申請書等に捺印する印は、すべて同じ印鑑（法人の場合は代表者印）を使用してください。

【② 交付決定】

現地確認等を経て交付申請書類の内容を審査した後、助成金交付の適否及び助成金額の上限を決定し、交付決定通知書により通知します（交付決定企業名を市のホームページ等で公表します）。

【③ 事業実施状況報告】 ※事業完了報告が平成31年4月1日以降になる場合のみ

平成31年3月末時点での設備・建物の取得見込みについて、「助成対象経費明細書」（様式第3号ーイ）に記載し提出してください（領収書等の添付は不要です）。

【④ 事業完了報告】

交付の決定を受けた事業の完了後、別紙「事業完了報告書類チェックリスト」に記載されている書類を揃えて速やかに提出してください（提出された書類はお返ししません）。

※ 報告書等に捺印する印は、すべて同じ印鑑（法人の場合は代表者印）を使用してください。

【⑤ 助成金の額の確定】

現地確認等を経て事業完了報告書類の内容を精査した後、助成金の額を確定し、助成金確定通知書により通知します。

【⑥ 助成金の請求】

助成金確定通知書を受領後、請求書（様式第11号）を速やかに提出してください。

8. その他

- (1) 交付決定を受けた事業を変更（原則として、変更による助成対象経費の増減額が変更前の金額の20%を超えない場合を除く）又は中止しようとするときは、「事業変更（中止）届出書（様式第8号）を作成し速やかに提出してください（変更の場合は変更後の交付申請書類一式も併せて提出してください）。その場合、変更（中止）前の交付決定は効力を失い、変更の場合は再度交付決定の審査を行うこととなります。
- (2) 交付申請書類に記載した設備等の契約（予定）日又は取得（予定）日が守られない場合は、交付決定を取り消すことがあります。
- (3) 本制度の助成金の交付を受けた場合、助成金の交付を受けた日の属する市の会計年度の末日から5年間、建物・設備の台帳、領収書その他の帳簿類等の関係書類を、必ず保管しておいてください。また、助成事業の成果等について、神戸市から適宜、報告を求める場合がありますので、予めご了承願います。
- (4) 本制度の助成金の交付を受けて取得した設備及び建物は、助成金の交付を受けた日の属する市の会計年度の末日から5年間、市長がやむを得ないと認める場合を除き、以下の行為をすることができません。これらの行為を行う前に、必ず神戸市に協議のうえ、事前に承認を得てください。
 - ア. 当該設備及び建物を助成金の目的以外に使用し、譲渡し、又はこれらを交換もしくは貸付の対象とする行為
 - イ. 当該設備及び建物を助成金の交付決定を受けた工場又は研究開発拠点とは別の所在地にある工場又は研究開発拠点に移転又は移設する行為
- (5) 市税に滞納及び未申告がある場合は、本助成金の交付は受けることはできず、また既になされた交付決定を取り消す場合があります。
- (6) 虚偽の申請や報告等により助成金の交付を受けたとき、あるいは、助成金の交付を受けた後に(2)の条件に違反したことが判明したときは、助成金を返還していただく場合があります。
- (7) 国・県等の補助制度との併給はできません（併願は可能）。
- (8) 助成金は当該予算の範囲内で交付しますので、申請額の合計が予算を上回った場合は、予算の範囲内で減額される場合があります。
- (9) 「専門分野における国際的品質マネジメントシステム規格の認証取得」・「生産現場へのロボット導入に向けたシミュレーション」・「ロボットシステムインテグレータ育成のための設備取得」にかかる助成金も併せて申請する場合は、それぞれ別個に申請書類を作成し提出してください。なお、この場合、1社当たりの助成額（戦略産業分野での事業展開に必要な設備・建物にかかる助成額を除く）の合計は1,000万円が上限となります。

本制度に関する問い合わせ・申請書などの提出先（郵送または持参してください）

神戸市経済観光局経済部工業課

電話：(078)322-5333

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1（神戸市庁舎1号館7階）

（ご持参・お問い合わせは土・日・祝日を除く9:00～12:00、13:00～17:00）

公募要領・申請書様式は、「神戸市」及び「神戸ものづくり支援ポータル」のホームページからダウンロードできます。

- ・神戸市 <http://www.city.kobe.lg.jp/business/promotion/commerce/venture/30tosisokushinjosei.html>
- ・神戸ものづくり支援ポータル <http://www.kobe-liaison.net/>

神戸市中小製造業投資促進等助成金 交付申請書類チェックリスト

【設備投資・新增設】

会社名： _____

↓ 提出するものに○をつけ、この順番に書類を束ねて、このチェックリストとあわせて提出してください。

	助成金交付申請書（様式第1号）
	事業概要書（様式第2号ーイ）
	助成対象経費明細書（様式第3号ーイ）
	会社概要書（様式第4号） ※団体の場合はその概要が分かる資料（定款等）
	神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式第5号） ※団体の場合は不要
	【法人の場合】 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）・定款の写し 【個人事業者の場合】 住民票の写し・確定申告書全部の写し・開業届の写し
	直近の決算書類一式（貸借対照表・損益計算書）
	設備の取得又は新增設を行う建物の位置図、設備の設置予定場所の分かる平面図、現況写真
	発注予定設備の仕様等が分かる資料（パンフレット等）
	見積書等の写し
	【「航空・宇宙」「医療・健康・福祉」「農業・食糧」「環境・エネルギー」分野での事業展開に必要な設備・建物を取得する場合】「戦略産業分野での事業展開に関する計画書」
	【生産性を向上させるために必要なIOT・AI・ロボットを導入する場合】「IOT・AI・ロボット導入に関する計画書」
	【エネルギー対策設備を取得する場合】中小企業経営強化税制における生産性向上設備に該当することが分かる資料
	【準工業地域・工業地域・工業専用地域以外で設備を取得する場合】更新設備の騒音・振動等に関する説明書（必要に応じて資料添付）
	その他 [] ※神戸市から指示があった場合のみ

※ 申請書等に捺印する印は、すべて同じ印鑑（法人の場合は代表者印）を使用してください。

神戸市中小製造業投資促進等助成金 事業完了報告書類チェックリスト

【設備投資・新增設】

会社名： _____

↓提出するものに○をつけ、この順番に書類を束ねて、このチェックリストとあわせて提出してください。

	事業完了報告書（様式第9号ーイ）
	助成対象経費明細書（様式第3号ーイ）
	発注書 又は 契約書等の写し（契約[発注]内容・契約[発注]日・契約[発注]金額・契約[発注]先・所有権の移転時期が記載されているもの）
	納品書・完了届の写し
	領収書及び請求書等の写し（支払日・支払金額・支払先が記載されているもの、及び請求書の写しなど支払内容が記載されているもの）
	設備の取得又は新增設を行った建物の位置図、設備の設置場所の分かる平面図、完成写真
	【新增設の場合】建物登記簿謄本、建築物に関する完了検査（建築基準法第7条）の検査済証の写し
	【騒音規制法、振動規制法及び大気汚染防止法における特定施設に該当する場合】所定の届出書の写し
	神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式第5号） ※交付申請時から変更がある場合のみ
	その他 [] ※神戸市から指示があった場合のみ

※ 申請書等に捺印する印は、すべて同じ印鑑（法人の場合は代表者印）を使用してください。